

白岡市議会全員協議会説明資料

- 白岡市立学校の適正規模・適正配置に関する計画策定の基本方針(案)について -

令和6年10月24日

白岡市 教育部 教育総務課

白岡市立学校の適正規模・適正配置 に関する計画策定の基本方針（案）

令和〇年〇月

白岡市教育委員会

I	はじめに	4
II	市立小・中学校の現状	5
1	児童生徒数の推移	5
2	児童生徒数の将来推計	6
3	市立小・中学校の将来規模	7
III	学校の小規模化・大規模化に伴う課題	8
1	小規模化に伴う課題等	8
2	大規模化に伴う課題等	9
IV	本市における適正規模・適正配置の基準	10
1	適正規模・適正配置の考え方	10
2	適正規模・適正配置の基準	10
V	適正規模・適正配置の推進の方策	13
1	学校の統合等について	13
2	通学区域の変更について	13
3	学校施設の改修・改築について	13
VI	適正規模・適正配置の具体的な進め方	14
1	検討基準	14
2	手法等	14

I はじめに

本市では、充実した学習環境の下、主体的に社会に関わり、未来を切り開いていく生きる力を身に付け、社会の持続可能な発展を担うことができる子どもが育つまちの実現を目指しています。

そのためには、小・中学校では一定の規模を確保し、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが望ましいものと考えます。

しかしながら、我が国の人口問題に視点を当てるとき、平成20年（2008年）をピークに人口減少局面に入り、合計特殊出生率も低水準で推移しており、今後、人口減少・少子高齢化が進むと推定されます。

また、都市基盤整備の推進や少子化の影響による児童生徒数の増減や偏りなどに対応した学校規模の適正化は全国的に大きな課題となっています。学校設置者である各自治体には、より良い教育環境を子どもたちに提供できるよう主体的な検討を行うことが求められています。

本市も例外ではなく、児童生徒数は昭和58年度（1983年）をピークに年々減少しており、その傾向は今後も続くと推定されます。既にクラス替えが出来ない単学級の学年を有する小・中学校もあり、将来、複式学級が生じることも考えられます。そのため、学校の小規模化に伴う教育的デメリットも含め、学校運営上の様々な課題が顕在化することを懸念しています。

一方、学校は地域コミュニティの核としての側面を有することが多く、通学区域の見直しや統合等についての判断は、教育的観点のみならず、地域の様々な事情を総合的に考慮して検討しなければならない繊細かつ困難な課題です。

以上のことから、白岡市教育委員会では、将来を見据え、児童生徒数の増減や偏りなどを要因とする学校運営上の課題を明らかにし、学校の統合等の計画策定を開始するために、国の示す「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（以下、「国の手引」という。）を基に「白岡市立学校の適正規模・適正配置に関する計画策定の基本方針」を定めるものです。

II 市立小・中学校の現状

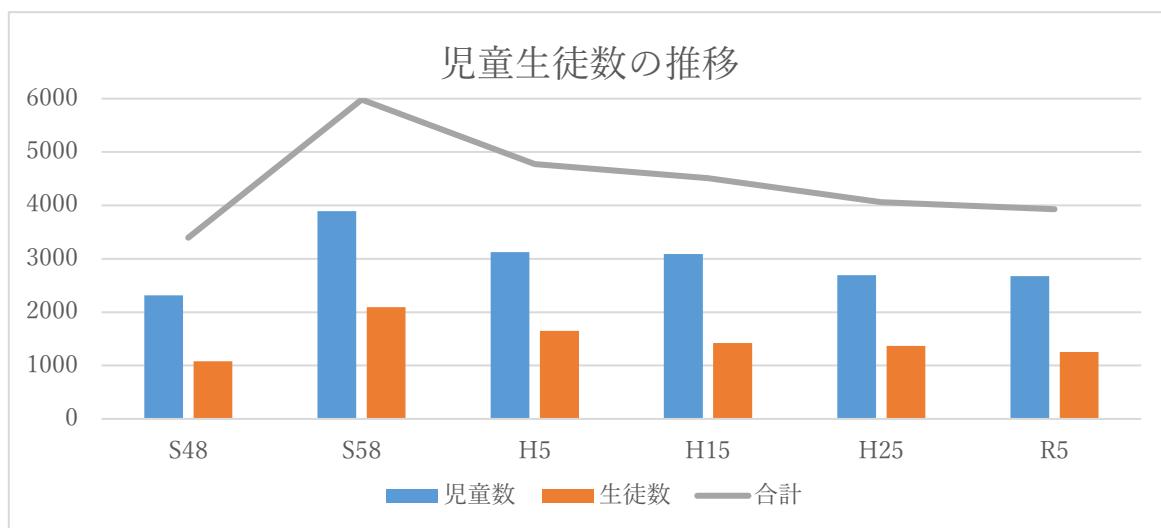
1 児童生徒数の推移

本市における児童生徒数は、表1のとおり昭和58年度（1983年）の5,983人をピークに、緩やかに減少し、令和5年度は3,931人となっており、ピーク時の約65%にまで減少しています。

表1 児童生徒数の推移

単位：人

	S48 (1973)	S58 (1983)	H5 (1993)	H15 (2003)	H25 (2013)	R5 (2023)
児童数	2,316	3,892	3,125	3,089	2,693	2,677
生徒数	1,079	2,091	1,648	1,422	1,365	1,254
合計	3,395	5,983	4,773	4,511	4,058	3,931



《表1の内訳》

	S48	S58	H5	H15	H25	R5
篠津小	866	763	891	365	467	470
菁荺小	1,305	1,022	617	482	303	228
大山小	145	168	132	109	90	54
南小	—	1,044	623	953	740	708
西小	—	895	862	605	605	736
白岡東小	—	—	—	575	488	481
篠津中	516	890	382	414	430	465
菁荺中	563	573	372	249	174	131
南中	—	628	355	354	391	356
白岡中	—	—	539	405	370	302

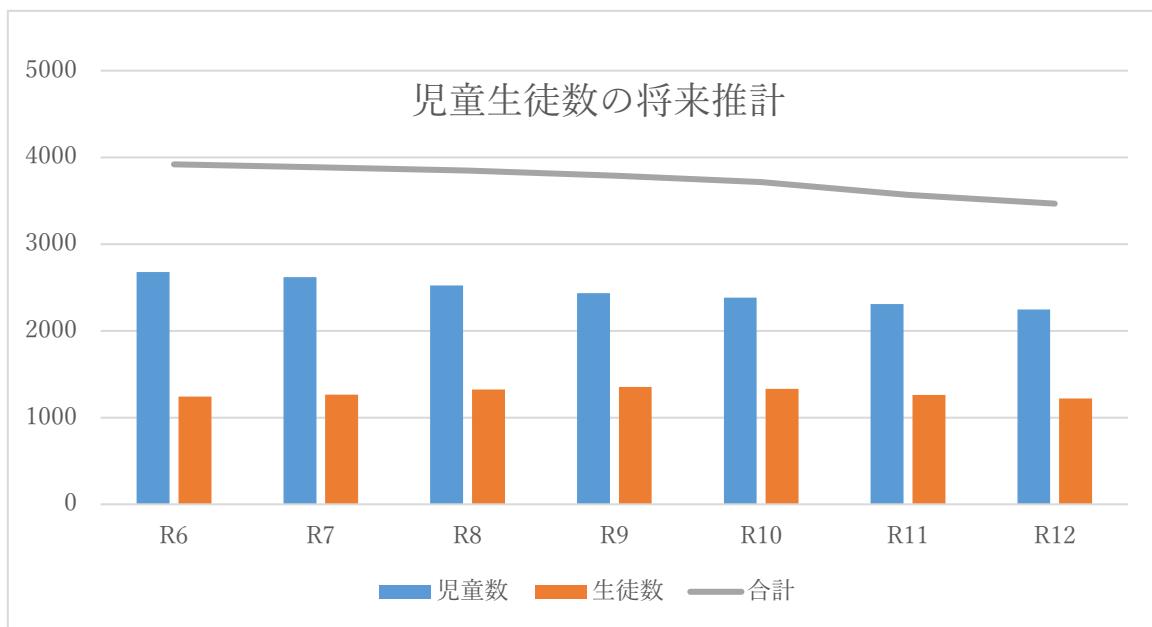
2 児童生徒数の将来推計

本市における令和12年度までの児童生徒数の将来推計は、住民基本台帳に基づくと表2のとおり児童数は減少し、生徒数は一時的に増加しますが、全体としては緩やかに減少していく傾向にあります。

表2 児童生徒数の将来推計

単位：人

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
児童数	2,677	2,621	2,524	2,436	2,384	2,310	2,246
生徒数	1,243	1,263	1,324	1,353	1,331	1,259	1,221
合計	3,920	3,884	3,848	3,789	3,715	3,569	3,467



《表2の内訳》

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
篠津小	481	477	452	436	429	430	409
菁莪小	224	221	205	194	176	157	143
大山小	46	-	-	-	-	-	-
南小	671	652	621	601	583	568	601
西小	758	789	772	767	774	762	738
白岡東小	497	482	474	438	422	393	355
篠津中	445	434	458	491	492	455	445
菁莪中	117	110	107	110	109	100	95
南中	341	352	374	364	362	350	319
白岡中	340	367	385	388	368	354	362

※大山小学校は、令和7年4月1日をもって廃校となります。

3 市立小・中学校の将来規模

表3及び表4は、市立小・中学校の学校規模を学級数別にそれぞれ示したものです。令和6年度現在、小学校が5学級から24学級、中学校では4学級から12学級と学校間で大きな開きが生じております。

なお、表中の数値は、国の編成基準による学級数です。

表3 市立小学校の規模

令和6年4月1日現在

学校名	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
篠津小	16	16	16	15	14	14	13
菁莪小	9	9	8	7	6	6	6
大山小	5	—	—	—	—	—	—
南小	22	22	21	20	19	18	19
西小	24	24	24	24	24	23	23
白岡東小	18	17	17	16	15	14	13

表4 市立中学校の規模

令和6年4月1日現在

学校名	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
篠津中	12	12	13	14	14	13	12
菁莪中	4	4	3	3	3	3	3
南中	10	10	10	9	9	9	9
白岡中	9	10	11	12	11	10	10

III 学校の小規模化・大規模化に伴う課題

1 小規模化に伴う課題等

小・中学校の小規模化は、児童生徒一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導ができるというメリットがある反面、表5に示すような課題や影響が考えられます。

表5 小・中学校の小規模化による主な課題

<p>【学級数が少ないことによる学校運営上の課題】</p> <ul style="list-style-type: none">○クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。○クラブ活動や部活動の種類が限定される。○運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行動の教育効果が下がる。○体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。○男女比の偏りが生じやすい。
<p>【教職員数が少ないことによる学校運営上の課題】</p> <ul style="list-style-type: none">○学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある。○免許外指導^注の教科が生まれる可能性がある。○チーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる。○経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる。○教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない。○クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる。
<p>【学校運営上の課題が児童生徒に与える影響】</p> <ul style="list-style-type: none">○児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。○切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。○多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。○協働的な学びの実現が困難となる。○教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある。○集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につきにくい。

注：免許外指導（免許外教科担任）とは、ある教科の授業を担当する教員が確保できない場合に、別の教科の教員が特別な許可を得てその教科の授業をすること。

2 大規模化に伴う課題等

小・中学校の大規模化は、多様な教育活動や選択の幅が広がるなどのメリットがある反面、表6に示すような課題が生じる可能性が考えられます。

表6 小・中学校の大規模化による主な課題

- 学校行事等において、係や役割分担のない子どもが現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合がある。
- 同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある。
- 教員集団として、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある。
- 児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある。
- 特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割当てや調整が難しくなる場合がある。

IV 本市における適正規模・適正配置の基準

1 適正規模・適正配置の考え方

国の手引では適正な学校規模の考え方について、小学校では全学年でクラス替えが可能な12学級以上、中学校では全ての授業で教科担任制による学習指導を行うため、少なくとも9学級以上が望ましいとされています。なお、「学校教育法施行規則」では、小・中学校ともに12～18学級を標準としています。

本市においては、小学校では、1学年あたり3学級以上を確保することにより、児童同士、教員と児童の人間関係に配慮した効果的なクラス替えを行うことができ、学級の枠を超えた少人数指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができるようになる規模を適正と考えます。

中学校では、小学校と同様に、1学年あたり3学級を確保することにより、効果的なクラス替えを行うことができ、免許外指導の解消が図られます。一方、各教科に教員が複数配置できないため、教員の教科指導の負担が大きくなる可能性があります。そのため、より効果的に学校運営を行うためには、1学年あたり4学級以上を確保することにより、各教科複数の教科担当が配置でき、それぞれの教科で組織的な教科経営や生徒指導がしやすくなる規模を適正と考えます。

学校の適正配置（通学条件）については、国の手引において、統合等を行うことは、児童生徒の通学区域の変更に伴い、教育条件を不利にする可能性もあるため、学校の位置や学区の決定等に当たっては、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする必要がある、と示されています。また、通学距離は、小学校ではおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内とし、通学時間については、おおむね1時間以内と示されています。

本市においても、これに準ずることを基本とします。

2 適正規模・適正配置の基準

1で示した考え方を踏まえ、本市においては、教育指導面における充実や管理運営面、学校施設設備の効率的使用などから総合的に判断し、適正規模・適正配置の基準を次のとおりにします。

なお、本市における各学級規模別分類については、図1で示します。

(適正規模の基準)

【小学校の望ましい規模】 18学級から24学級 (1学年あたり3~4学級)

【中学校の望ましい規模】 12学級から18学級 (1学年あたり4~6学級)

(適正配置の基準)

【小学校の通学距離】 おおむね4km以内

【中学校の通学距離】 おおむね6km以内

【通学時間】 おおむね1時間以内

図1 学校規模別分類

単位：学級数

	5 6		11 12		17 18		24 25以上	
小学校	過小規模校		小規模校		準 適正規模校		適正規模校	大規模校
中学校	過小 規模校	小 規模校	準小規 模校	準適正規 模校	適正 規模校	大規模校		
	2 3	5 6	8 9	11 12		18 19以上		

《図1の学校規模別分類の目安》

	小学校	中学校
過小規模校	【5学級以下】 複式学級が存在する規模	【2学級以下】 複式学級が存在する規模
小規模校	【6~11学級まで】 全学年ではクラス替えができない規模	【3~5学級まで】 全学年ではクラス替えができない規模
準小規模校		【6~8学級まで】 全学年でクラス替えができる規模
準適正規模校	【12~17学級まで】 全学年でクラス替えができる規模	【9~11学級まで】 全学年でクラス替えができ、 免許外指導が解消できる規模
適正規模校	【18~24学級まで】 全学年で効果的なクラス替えができる規模	【12学級~18学級まで】 全学年で効果的なクラス替えができる、かつ、複数の教科担任が配置できる規模
大規模校	25学級以上の学校の規模	19学級以上の学校の規模

7ページで示した表3及び表4について、これまでの基準で整理すると本市の小・中学校の規模については、表7及び表8のとおりとなります。

表7 市立小学校の規模（学級数）

令和6年4月1日現在

学級数	令和6年度	令和9年度	令和12年度
5学級以下【過小規模校】	大山小(5)	—	—
6～11学級【小規模校】	菁莪小(9)	菁莪小(7)	菁莪小(6)
12～17学級【準適正規模校】	篠津小(16) 白岡東小(16)	篠津小(15) 白岡東小(16)	篠津小(13) 白岡東小(13)
18～24学級【適正規模校】	白岡東小(18) 南小(22) 西小(24)	南小(20) 西小(24)	南小(19) 西小(23)

表8 市立中学校の規模（学級数）

令和6年4月1日現在

学級数	令和6年度	令和9年度	令和12年度
2学級以下【過小規模校】	—	—	—
3～5学級【小規模校】	菁莪中(4)	菁莪中(3)	菁莪中(3)
6～8学級【準小規模校】	—	—	—
9～11学級【準適正規模校】	南中(10) 白岡中(9)	南中(9)	南中(9) 白岡中(10)
12～18学級【適正規模校】	篠津中(12)	白岡中(12) 篠津中(14)	篠津中(12)

V 適正規模・適正配置の推進の方策

1 学校の統合等について

学校は児童生徒の教育のために設置されている施設であり、統合等の適否の検討に当たっては、児童生徒の教育条件の改善の視点を中心に捉えるべきと考えます。一方、地域住民から見た学校は、地域社会の将来を担う人材を育てる中核的な場所であるとともに、防災、地域の交流の場など様々な機能を有している場合も多く、学校づくりがまちづくりと密接に関わる場合も多いところです。

こうした中において、地域とともににある学校づくりが求められていることを踏まえれば、統合等の適否を検討する上では、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子どもの保護者の声を重視しつつ、地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題やまちづくりも含めて、十分な理解や協力を得ながら進めなければなりません。

また、単なる統合等だけではなく、小中一貫校や義務教育学校への移行等を含め、学校再編として幅広い選択肢の中から検討を進める必要があります。

なお、統合等においては、既存の学校の使用や新設などを幅広く検討します。

2 通学区域の変更について

通学区域の変更については、校地面積、建築年数、施設の状況や教室数、位置、周辺環境、児童生徒の通学距離などを勘案し検討します。

また、通学区域の変更を行うことは、児童生徒の通学距離の延長を伴う可能性もあるため、学校の位置や学区の決定等に当たっては、IVで定めた適正配置の基準を踏まえ、児童生徒の負担や安全などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段を確保するように努めます。

3 学校施設の改修・改築について

本市の学校内の教育系施設（校舎や体育館等）は、建築後30年以上経過している施設が全体の78%（57施設／73施設）を占めるなど老朽化が進んでいます。安心安全な学校生活と時代に合わせた教育環境を児童生徒数に提供するためには、これら教育施設の長寿命化改修や改築を計画的に実施する必要があります。

VI 適正規模・適正配置の具体的な進め方

1 検討基準

IVで定めた基準を踏まえ、保護者、地域住民、学校関係者と連携・協力して、統合等についての検討を開始するものとします。

2 手法等

○ (仮称) 白岡市立学校適正規模・適正配置計画策定検討委員会

白岡市立学校の適正規模・適正配置に関する計画を策定する際には、学識経験者、保護者、地域住民、学校関係者などを構成員とする「(仮称) 白岡市立学校適正規模・適正配置計画策定検討委員会」を設置します。

○市長部局との連携による検討

統合等については、多額の経費を伴う可能性があり、防災拠点や学校施設以外の公共施設の再編、さらにはまちづくりの一環として行う必要もあります。

そのため、「総合教育会議」等を利用して教育委員会と市長部局が緊密に連携し検討します。

○説明会の開催及び意見聴取

統合等の対象となる学校の保護者、地域住民等に対して説明会等を開催し、相互理解を図るとともに、必要に応じてパブリックコメントを実施します。